よくある質問

窓口や電話において、よくある質問と回答をまとめました。

Ｑ１：家族が亡くなった場合、死亡届はどのように手続きしたらいいですか？

Ａ１：死亡届は、医師の診断後に病院から発行され、用紙の左側に内容記載の後、市民課窓口に届出いただく必要があります。

死亡届の内容記載は原則として、親族・同居人・家主などの関係者が行う必要があります。なお、内容記載済み死亡届の役所への届出は代理が可能ですので、葬儀社などが届出を代行することもできます。

死亡届の届出後は、死亡届（死亡診断書）は返却されませんので、後日必要となる各種手続きのためにコピーをとっておくことをお勧めいたします。

死亡届の届出期限は、死亡の事実を知った日から７日以内です。

Ｑ２：亡くなった人の住民票（住民票の除票）は誰でも請求できますか？

Ａ２：亡くなられた方の住民票（住民票の除票）は、請求者自身が利害関係人であり、自己の権利行使や義務履行のために必要な場合や官公庁への提出が必要な場合などに限り、請求することができます。 同一世帯であった方でも、請求者自身が利害関係人でなければ請求することはできません。来庁者が利害関係人以外の場合は、請求者（利害関係人となる方）からの委任状が必要となります。

Ｑ３：亡くなった人のマイナンバーカード（通知カード）は返納する必要がありますか？

Ａ３：マイナンバーカード（通知カード）は死亡後に返納する義務はありません。紛失などに備えて念のため返納することは可能ですが、死亡保険金の請求等、死亡後の色々なお手続きで使用する可能性があるため、それらの手続きが完了した後で返納することをお勧めいたします。

Ｑ４：亡くなった人の住所地以外の市区町村に死亡届を届け出た場合、住民登録はすぐに変更されますか？

Ａ４：死亡届を出した市区町村から住所地の市区町村へ死亡の通知が郵送された後に住民登録の変更を行います。そのため変更後の内容が反映されるまで日数がかかります。内容が変更されているかはお電話で確認ができますので、市民課へお問い合わせください。

Ｑ５：戸籍謄本等は死亡届を届け出たあと、すぐに発行してもらえますか？

Ａ５：本籍地が多賀城市で本市に死亡届を届け出た方は、死亡の内容が記載された戸籍謄(抄)本の発行まで７日間～１０日間（土日祝日などを除く）ほどかかります。また、本籍地が多賀城市以外で本市に死亡届を届け出た方は、本市で事務処理を終了後、本籍地に通知するため、発行が可能までにはさらに日数がかかります。戸籍謄本などの証明が必要になった場合は、日数をおいた上で、本籍地の市区町村の戸籍担当にご確認ください。

Ｑ６：多賀城市に本籍がない場合でも戸籍謄本の取得はできますか？

Ａ６：広域交付の制度により、配偶者、直系尊属、直系卑属の方が、公的機関が発行した顔写真つきの身分証明書を持参し、窓口で請求した場合は取得可能です。

広域戸籍で取得できない例

戸籍抄本の請求、異なる戸籍に在籍する兄弟姉妹の方による請求、委任状による請求、郵送による請求　等（本籍のある市区町村でのみ発行が可能です。）

Ｑ７：「出生から死亡までの戸籍」とは何ですか？

Ａ７：戸籍は婚姻等の届出をした時や、法律が変わるたびに新しく作られます。それら全ての戸籍を集めたものが、「出生から死亡までの戸籍」です。

請求する際は、窓口で「Ａさんの出生から死亡までの戸籍を集めている」と伝えるとスムーズに手続きができます。

〔Ａさんの場合〕出生から死亡まで４つの戸籍または除籍が存在する。

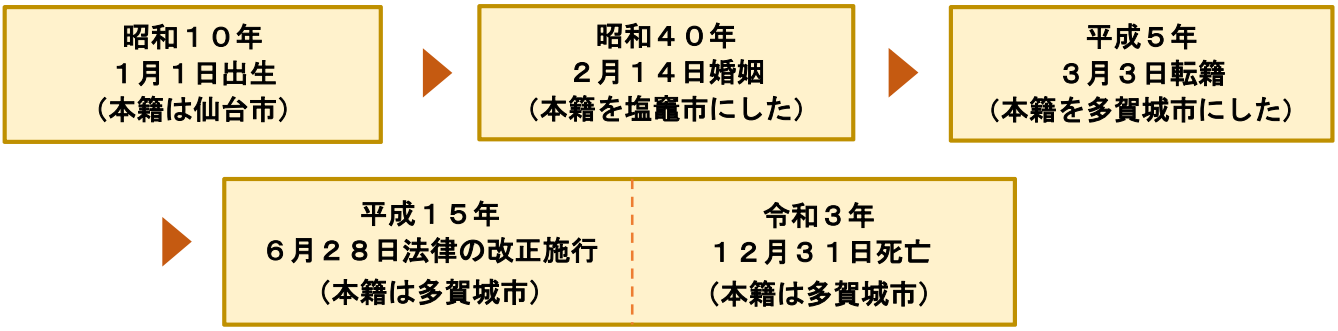

担 当 課：市 民 課

電話番号：022-368-1104